【誤りやすい事例 ③ - 申告書第1表・第4表関係 - 】 被相続人の孫が相続した場合(2割加算③)

私(国税信二郎)は、祖父(国税太郎)の死亡に伴い、祖父の財産を相続しました。 なお、私の父は祖父の死亡より前に死亡しており、私は父を代襲して相続人となっています。



私は、祖父の一親等の 血族ではないので、2割 加算の対象となると考 え、第4表を作成し、第 1表の「⑪相続税額の2 割加算が行われる場合の 加算金額」欄に第4表で 計算した相続税額の加算 金額を記入しました。

正しい取扱いは、下記のとおりです。



正 孫は、祖父の一親等の 血族には該当しません が、あなたは父を代襲し て相続人となっているの で、2割加算の対象とは なりません。

したがって、第1表の 「⑪相続税額の2割加算 が行われる場合の加算金 額」欄は記入しません。

(注)この場合、第4表の作成 は不要です。

〇 2割加算とは

相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、被相続人の一親等の血族(代襲相続人となった孫などの直系卑属を含みます。)及び配偶者以外の人である場合には、その人の相続税額はその相続税額の2割に相当する金額を加算した金額となります。

⇒ ①被相続人の兄弟姉妹、甥や姪が相続人となった場合、②被相続人の養子として相続人になった孫(代襲相続人を除きます。)などが2割加算の対象となります。